

# 短期入所療養介護サービス重要事項説明書

## 1. 施設の概要

### (1) 施設の名称等

- ・ 施設名 医療法人徳洲会 介護老人保健施設コスモス
- ・ 開設年月日 平成8年7月1日
- ・ 所在地 〒004-0069 札幌市厚別区厚別町山本1063-28
- ・ 電話番号 011-895-1110
- ・ FAX番号 011-895-1107
- ・ 管理者名 田中 俊誠
- ・ 介護保険指定番号 短期入所療養介護(0150380095号)

### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

### (3) 施設の職員体制

| 職種      | 介護保険施設サービス |        |         |
|---------|------------|--------|---------|
|         | 基準人員数      | 実配置人員数 | 夜間配置人員数 |
| 管理者     | 1          | 1(兼務)  |         |
| 医師      | 1          | 1      |         |
| 薬剤師     | 0.4        | 0.4    |         |
| 看護職員    | 9.8        | 10以上   | 1       |
| 介護職員    | 24.3       | 28以上   | 5       |
| 支援相談員   | 1          | 3以上    |         |
| 理学療法士   | 1          | 4以上    |         |
| 作業療法士   |            |        |         |
| 言語聴覚士   |            |        |         |
| 管理栄養士   | 1          | 1以上    |         |
| 介護支援専門員 | 1          | 1以上    |         |
| 事務職員    | 適当数        | 5以上    |         |
| 合計      |            | 53.4以上 | 6       |

### (4) 従業者の職務内容

- ・ 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- ・ 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- ・ 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用に対し服薬指導を行う。
- ・ 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画又は通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- ・ 介護職員は、利用者の施設サービス計画又は通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- ・ 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- ・ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- ・ 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

- ・ 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(5) 建物構造等

- ・ 敷地面積 8628.62 m<sup>2</sup>
- ・ 延べ床面積 5366.34 m<sup>2</sup>
- ・ 構造 鉄筋コンクリート構造 地上3階建
- ・ 利用定員 入所 100名  
通所 60名

(6) 主な設備の種類

- ・ 療養室 35室 (個室:13室 3人室:1室 4人室:21室)
- ・ 食堂 2室
- ・ 機能訓練室 1室
- ・ デイルーム 2室
- ・ 浴室 2室 (一般浴室:1室 特殊浴室:1室)

2. 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料

介護保険制度では要介護認定による要介護の程度及び居室の療養環境によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。

～ 基本型 ～

| 【多床室】   | 1割負担  | 2割負担  | 3割負担  |
|---------|-------|-------|-------|
| ・ 要介護1  | 842円  | 1684円 | 2525円 |
| ・ 要介護2  | 893円  | 1785円 | 2677円 |
| ・ 要介護3  | 958円  | 1915円 | 2872円 |
| ・ 要介護4  | 1011円 | 2022円 | 3033円 |
| ・ 要介護5  | 1067円 | 2134円 | 3201円 |
| 【従来型個室】 | 1割負担  | 2割負担  | 3割負担  |
| ・ 要介護1  | 764円  | 1527円 | 2291円 |
| ・ 要介護2  | 813円  | 1625円 | 2437円 |
| ・ 要介護3  | 876円  | 1752円 | 2628円 |
| ・ 要介護4  | 931円  | 1862円 | 2954円 |
| ・ 要介護5  | 985円  | 1969円 | 2954円 |

～ 在宅強化型 ～

| 【多床室】   | 1割負担  | 2割負担  | 3割負担  |
|---------|-------|-------|-------|
| ・ 要介護1  | 915円  | 1830円 | 2744円 |
| ・ 要介護2  | 993円  | 1986円 | 2979円 |
| ・ 要介護3  | 1059円 | 2118円 | 3176円 |
| ・ 要介護4  | 1118円 | 2235円 | 3353円 |
| ・ 要介護5  | 1178円 | 2355円 | 3532円 |
| 【従来型個室】 | 1割負担  | 2割負担  | 3割負担  |
| ・ 要介護1  | 831円  | 1661円 | 2492円 |
| ・ 要介護2  | 906円  | 1811円 | 2717円 |
| ・ 要介護3  | 972円  | 1943円 | 2915円 |
| ・ 要介護4  | 1032円 | 2063円 | 3094円 |
| ・ 要介護5  | 1089円 | 2178円 | 3267円 |

② 食費と居住費

世帯の収入状況により第1から第4段階に分かれており、各市区町村に申請し、介護保険負担限度額認定証が発行された場合に1日あたりの額は異なり、下記の通りとなります。

- ・ 第1段階 生活保護受給者または老齢福祉年金受給者。
- ・ 第2段階 世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入等が80万円以下、かつ、預貯金額が単身の場合は650万円以下、夫婦の場合は1650万円以下の方。
- ・ 第3段階① 世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入等が80万円超120万円以下、かつ、預貯金額が単身の場合は550万円以下、夫婦の場合は1550万円以下の方。
- ・ 第3段階② 世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入等が120万円超、かつ、預貯金額が単身の場合は500万円以下、夫婦の場合は1500万円以下の方。
- ・ 第4段階 第1から3段階に該当しない方。

|            | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階① | 第3段階② | 第4段階                    |
|------------|------|------|-------|-------|-------------------------|
| 食費         | 300円 | 600円 | 1000円 | 1300円 | 朝520円<br>昼570円<br>夕620円 |
| 居住費(多床室)   | 0円   | 430円 | 430円  | 430円  | 437円                    |
| 居住費(従来型個室) | 550円 | 550円 | 1370円 | 1370円 | 1728円                   |

③ 夜勤職員配置加算

入所者20名に夜勤職員1名以上、かつ、入所者41名以上の場合は2名を超え、入所者40名以下の場合は1名を超える夜勤職員を配置している場合に加算されます。

|       | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|-------|------|------|------|
| 1日あたり | 25円  | 49円  | 73円  |

④ サービス提供体制強化加算(I)

介護職員のうち介護福祉士の資格を持った職員が80%以上または勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合に加算されます。

|       | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|-------|------|------|------|
| 1日あたり | 23円  | 45円  | 67円  |

⑤ 送迎加算

入所時及び退所時に施設送迎を行った場合には、加算されます。

|       | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|-------|------|------|------|
| 片道につき | 187円 | 373円 | 560円 |

⑥ 療養食加算

医師の発行する食事箋に基づき療養食が提供された場合、1日3回を限度として加算されます。療養食とは糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食が該当します。

|       | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|-------|------|------|------|
| 1回あたり | 9円   | 17円  | 25円  |

⑦ 個別リハビリテーション実施加算

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを20分以上行った場合は、実施日につき加算されます。

|       | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|-------|------|------|------|
| 1日あたり | 244円 | 487円 | 730円 |

⑧ 認知症ケア加算

日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の方に対し認知棟でのサービスを提供した場合に加算されます。

|       | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|-------|------|------|------|
| 1日あたり | 77円  | 154円 | 231円 |

⑨ 認知症専門ケア加算

・ 認知症専門ケア加算 I

日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が50%以上で、認知症介護実践リーダー研修修了者を日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が20人未満の場合は1人以上、20人以上の場合は19を超えて10又は端数を増すごとに1人以上配置し、専門的な認知症ケアを実施した上で、職員間で認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導の会議を定期的開催している場合に算定されます。

|       | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|-------|------|------|------|
| 1日あたり | 3円   | 6円   | 9円   |

・ 認知症専門ケア加算 II

上記(I)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1人以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施し、また、介護・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または実施を予定した場合に算定されます。

|       | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|-------|------|------|------|
| 1日あたり | 4円   | 8円   | 12円  |

⑩ 認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に利用することが適当であると判断されて利用された場合、利用を開始した日から起算して7日を限度として、加算されます。

|       | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|-------|------|------|------|
| 1日あたり | 203円 | 406円 | 609円 |

⑪ 若年性認知症入所者受入加算

・ 若年性認知症入所者受入加算1

若年性認知症の方が利用された場合には、若年性認知症利用者受入加算として、加算されます。ただし、⑩を算定している場合は算定されません。

|       | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|-------|------|------|------|
| 1日あたり | 122円 | 244円 | 365円 |

・ 若年性認知症入所者受入加算2

若年性認知症の方が日帰り短期入所療養介護を利用された場合に、加算されます。

|       | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|-------|------|------|------|
| 1日あたり | 61円  | 122円 | 183円 |

⑫ 緊急短期入所受入加算

居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合には、緊急短期入所受入加算として利用を開始した日から起算して原則7日を限度として、利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日を限度として加算されます。

|       | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|-------|------|------|------|
| 1日あたり | 92円  | 183円 | 274円 |

⑬ 総合医学管理加算

治療管理を目的とし、居宅サービス計画で計画的に行うことになっていない短期入所療養介護を行って、診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を実施し、実施日や実施内容等を診療録に記載し、かかりつけ医に対して利用者の同意を得て診療状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合に、10日を限度として加算されます。

|       | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|-------|------|------|------|
| 1日あたり | 279円 | 558円 | 837円 |

⑭ 緊急時治療管理加算

病状が重篤となり救命救急が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに3日を限度とし、また月に1回を限度として加算されます。

|       | 1割負担 | 2割負担  | 3割負担  |
|-------|------|-------|-------|
| 1日あたり | 526円 | 1051円 | 1576円 |

⑮ 重度療養管理加算

厚生労働大臣が定める状態(※)にある要介護4または5の方が、医学的管理のもと利用された場合には、加算されます。(※頻回の喀痰吸引、人口呼吸器、中心静脈注射、人口腎臓かつ重篤な合併症、常時のモニタ測定、ストマ、経鼻胃管、胃瘻、褥瘡処置、気管切開)

|       | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|-------|------|------|------|
| 1日あたり | 122円 | 244円 | 365円 |

⑯ 口腔連携強化加算

口腔の健康状態の評価を実施した場合、加算されます。C000に掲げる歯科訪問診療料の算定実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科衛生士が従業者からの相談等に対応する体制を確保しその旨を文書等で取り決めていることが要件となります。

|       | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|-------|------|------|------|
| 1月あたり | 51円  | 102円 | 153円 |

⑰ 生産性向上推進体制加算

・ 生産性向上推進体制加算Ⅰ

以下の要件を満たす場合に、加算されます。

- ・(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。
- ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
- ・職員間の適切な役割分担(介護助手の活用等)の取り組み等を行っていること。
- ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータのオンラインでの提出を行うこと。

|       | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|-------|------|------|------|
| 1月あたり | 102円 | 203円 | 305円 |

・ 生産性向上推進体制加算Ⅱ

以下の要件を満たす場合に、加算されます。

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータのオンラインでの提出を行うこと。

|       | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|-------|------|------|------|
| 1月あたり | 11円  | 21円  | 31円  |

⑱ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算

・ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ

在宅復帰・在宅療養支援等指標(在宅復帰率・ベッド回転率・入所前後訪問指導割合・退所前後訪問指導割合・居宅サービスの実施数・リハ専門職の配置割合・支援相談員の配置割合・要介護4又は5の割合・喀痰吸引の実施割合・経管栄養の実施割合)の10項目について、厚生労働大臣により各項目に応じた値が決められており、その合計値が40以上で、かつ、退所時指導等、リハビリテーションマネジメント、地域貢献活動を行っている場合に、加算されます。

|       | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|-------|------|------|------|
| 1日あたり | 52円  | 104円 | 156円 |

・ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ

在宅復帰・在宅療養支援等指標(在宅復帰率・ベッド回転率・入所前後訪問指導割合・退所前後訪問指導割合・居宅サービスの実施数・リハ専門職の配置割合・支援相談員の配置割合・要介護4又は5の割合・喀痰吸引の実施割合・経管栄養の実施割合)の10項目について、厚生労働大臣により各項目に応じた値が決められており、その合計値が70以上で、かつ、退所時指導等、リハビリテーションマネジメント、地域貢献活動、充実したリハビリテーションを行っている場合に、加算されます。

|       | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|-------|------|------|------|
| 1日あたり | 52円  | 104円 | 156円 |

⑩ 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費

常時看護職員による観察を必要とする難病等を有する重度者又はがん末期の利用者が日中のみの利用で介護サービスを行わせていただいた場合、その時間に応じて所定単位数が加算されます。

|              | 1割負担  | 2割負担  | 3割負担  |
|--------------|-------|-------|-------|
| ・ 3時間以上4時間未満 | 674円  | 1347円 | 2020円 |
| ・ 4時間以上6時間未満 | 940円  | 1880円 | 2820円 |
| ・ 6時間以上8時間未満 | 1315円 | 2629円 | 3943円 |

⑪ 業務継続計画未実施減算

以下の基準に適合していない場合、所定単位数の100分の1減算されます。

- ・感染症や非常災害時の発生時に利用者に対するサービス提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。
- ・業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

※R7.3.31までの間感染症の予防及び蔓延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には減算を適用しない。

⑫ 高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生・再発防止のため以下の措置が講じられていない場合、所定単位数の100分の1減算されます。

- ・虐待防止の対策を検討する委員会(テレビ電話等の活用可能)を定期的で開催するとともにその結果について従業員に周知徹底を図ること。
- ・虐待防止のための指針を整備すること。
- ・従業員に対し虐待防止の研修を定期的実施すること。
- ・上記措置の担当者をおくこと。

⑬ 身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等の適正を図るため以下の措置が講じられていない場合、所定単位数の100分の1減算されます。

- ・身体拘束を行う場合には態様・時間・その際の入所者の心身状況、緊急やむを得ない理由を記録すること。
  - ・対策を検討するための委員会を3月に1度以上開催するとともにその結果について周知徹底を図ること。
  - ・身体拘束等適正化のための指針を整備すること。
  - ・研修を定期的実施すること。
- ※R7.4.1より適用されます。

⑭ 介護職員処遇改善加算

介護職員等のキャリアパス制度の充実を図り、月額賃金を改善し、職場環境等の改善に取り組んでいる施設が、入所者に対し、施設サービスを行った場合、上記のうち当該入所者に適応する加算の合計の1000分の75が加算されます。

(2) その他の料金

① 理美容代

|                     |       |
|---------------------|-------|
| ・ カット               | 1980円 |
| ・ 顔剃り               | 1430円 |
| ・ カット・顔剃り           | 2310円 |
| ・ カット・顔剃り・カラー(白髪染め) | 4950円 |
| ・ ベッドサイド            | +330円 |

② 特別な室料 1人部屋

1日あたり 1100円

③ テレビ使用料

1日あたり 110円

④ 冷蔵庫使用料

1日あたり 110円

※ その他の電化製品については別途ご相談下さい。

⑤ 文書代

- ・ 領収書再発行 550円
- ・ その他各種証明書 1100円～

(3) 支払い方法

- ・ お支払い方法は、原則金融機関振替(口座引落)となっておりますが、現金・銀行振込でも受け付けております。
- ・ 毎月10日頃に前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

3. 短期入所療養介護について

(1) 概要

短期入所療養介護は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、契約者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

(2) サービス内容

① 短期入所療養介護計画の立案

② 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)

朝食 7時30分～8時30分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 18時00分～19時00分

③ 入浴

一般浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には、特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護(退所時の支援も行います)

⑥ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)

⑦ 相談援助サービス

⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑨ 理美容サービス(原則月4回実施します)

⑩ 行政手続代行

⑪ その他

※ (2)サービス内容の中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関

名称 札幌徳洲会病院

住所 札幌市厚別区大谷地東1丁目1-1

011-890-1110

## 5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 介護保険証等の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証を確認させていただきます。

- ・ 緊急時の連絡先

緊急の場合には「申込書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

- ・ 金品、貴重品の紛失・盗難についての責任は一切負いかねますので、持ち込まないようにしてください。

- ・ 飲食物については、食中毒や事故等の原因となりますので、面会の際その場で召し上がれる量でお願い致します。余った物については必ずお持ち帰りいただくようお願いいたします。お預かりはしておりません。

## 6. 非常災害対策

- ・ 防災設備      スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・ 防災訓練      年2回

## 7. 禁止事項

- ・ 飲酒、指定場所以外での喫煙
- ・ 危険物(火気・刃物等)の持ち込み
- ・ ペットの持ち込み
- ・ 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動

## 8. 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ速やかに対応いたします。

また、1階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき管理者に直接お申し出いただくこともできます。

受付窓口は下記となります。

### (1) コスモス受付窓口

|      |                           |                        |
|------|---------------------------|------------------------|
| 担当者  | 支援相談員                     | 西村 隆宏・矢野 鋭一・高橋 和希・柳 香織 |
|      | 看護介護の長                    | 岡部 睦美                  |
|      | 事務長                       | 船木 雅実                  |
| 電話番号 | 011-895-1110              |                        |
| 受付時間 | 月曜日～土曜日      8時30分～17時00分 |                        |

### (2) 公的機関の受付窓口

|                         |      |                     |
|-------------------------|------|---------------------|
| 北海道国民健康保険<br>団体連合会(国保連) | 住所   | 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 |
|                         | 電話番号 | 011-231-5175        |

## 9. その他

当施設についての概要は、パンフレットを用意しておりますのでご請求ください。



## 附則

この重要事項説明書は、平成24年4月1日より適用する。

改定 平成25年4月1日  
改定 平成26年4月1日  
改定 平成26年5月1日  
改定 平成27年4月1日  
改定 平成27年8月1日  
改定 平成28年3月25日  
改定 平成29年4月1日  
改定 平成30年4月1日  
改定 平成30年8月1日  
改定 平成30年9月1日  
改定 令和元年5月1日  
改定 令和元年10月1日  
改定 令和2年1月1日  
改定 令和2年6月28日  
改定 令和3年4月1日  
改定 令和3年8月1日  
改定 令和3年9月1日  
改定 令和4年7月1日  
改定 令和4年10月1日  
改定 令和5年3月1日  
改定 令和6年4月1日  
改定 令和6年6月1日  
改定 令和6年8月1日  
改定 令和7年4月1日